

令和3年9月29日

関係各位

比企広域市町村圏組合
管理者 森田 光一

東松山斎場指定管理者
富士建設工業株式会社

酒類の提供自粛に係る段階的緩和措置について

平素は東松山斎場の運営について、ご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、埼玉県全域において緊急事態宣言について、令和3年9月30日をもって解除する旨の通知がなされました。

しかしながら、施設の性質上、会葬者が集まり感染するリスクの状況にあることから、酒類の提供については今後の新型コロナウイルス感染症の感染状況等に基づき判断し、解除していくことといたしました。

つきましては、下記の期間については引き続き酒類を提供しないことといたしますので、ご理解ご協力のほどよろしく願いいたします。

【酒類提供自粛期間】

令和3年10月1日(金)から当面の間